

制定	2000年10月
----	----------

改定 7回	2021年 4月
-------	----------

仕入先関係安全衛生

点検チェックリスト



トヨタ自動車九州
安全衛生協力会

目 次

(項 目)	(ページ)
1) 工事責任者	1
2) 作業責任者	1
3) 工事管理板	1
4) K Y M	1
5) 高所作業	1～2
6) 高所作業車作業	2
7-1) フォークリフト作業	3
7-2) フォークリフト高所作業	3
8) バックホー（エンボ）作業	3
9) クレーン作業 玉掛け作業	3～4
10) ウインチ作業	4
11) 設備内点検、修理作業	4
12) 電気工事作業	4
13) 電動工具:電気機器	4～5
14) 火気使用作業	5
15) アーク溶接作業	5
16) エンジンウェルダー、発電機	5
17) ガス溶接:溶断作業	5
18) 有機溶剤作業	6
19) 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業	6
20) 騒音:粉塵作業	6
21) 作業服装:作業場	6
22) その他	6
23) 電動工具・電気使用機器 点検対象表	7

— 指摘ランクと提出書類及び勉強会 —

1. 指摘ランク

警 告 (A)	5 点	注 意 (C)	1 点
警 告 (B)	3 点	指 導 (D)	0 点

※不具合工具・工事機器等の
構内持ち込みは禁止する

2. 提出書類

- ◇ 指摘点数（累計）が3点以上は改善通知書の提出、5点以上は改善通知書と再発防止対策書の提出、20点以上は勉強会への出席

	指摘通知書	改善通知書	再発防止対策書	勉強会出席
指摘累計 1点以上	○	—	—	—
指摘累計 3点以上	—	○	—	—
指摘累計 5点以上	—	○	○	—
指摘累計20点以上	—	○	○	○

- ◇ 書類提出後、再度上記の点数に達した場合は繰返し、改善通知書と再発防止対策書の提出を行う
- ◇ 勉強会は累計20点に達した時点で実施する
 - ※ 累計点数は4月～翌年3月の期間とし、新年度ゼロから再スタートとする
- ◇ 下記の指摘を受けた事業所の工責・作責は翌月の協力会主催安全パトロールに参加する
 - ※ 安全パトロールで【1現場2件以上の警告】又、月度安全パトロールで【1社2回以上の警告】を受けた場合

3. 勉強会

- ◇ 指摘の累計点数が20点以上に達した会員会社
 - ①被対象会社の今後の対応とT M K構内ルールについての勉強会を実施する
 - ②勉強会出席者
 - 被対象会社の安全衛生最高責任者、専任安全指導員、工事責任者、作業責任者、協力会社等々とし、T M K安全衛生協力会との勉強会を実施する
- ◇ 勉強会以降、3点以上の指摘があった場合は再度勉強会を実施する

※指摘ランク A…警告(5点) B…警告(3点) C…注意(1点) D…指導(0点)

項目	NO	内 容	指摘 ランク
1：工事責任者	1	工事責任者は有資格者か	A
	2	1日1回以上現場巡視をしているか、腕章を着用しているか	B
2：作業責任者	1	有資格者が従事しているか（資格証を提示できるか）	A
	2	直接指揮監督できる単位作業場所毎に常駐しているか	B
	3	検電器は携帯しているか	B
	4	腕章を着用しているか	B
	5	作業責任者証はすぐに提示できるか	C
3：工事管理板	1	工事通知書にセキリセンター受付印があるか	A
	2	客先許可証があるか（火気使用届出書、設備使用許可依頼書、構内道路使用許可申請書等）	A
	3	当日作業に即したリスクアセスメント記録表はあるか	A
	4	作業指示書に本日作業を具体的に3項目以上記入しているか（K Y M・4 Sは除く）	B
	5	作業員名簿なし（氏名・資格一覧表は必須項目）	B
	6	ロックアウトの錠前番号と氏名（フルネーム）を本人が記録しているか	B
	7	工事管理板には関係帳票類があるか（工事看板、前提条件表、施工体制表、電話帳等）	B
	8	帳票類の記入内容に不備はないか（労災保険番号、工責・作責番号と氏名等）	C
	9	5段階T B Mを実施し工事管理板に掲示しているか	C
	10	工事管理板は6口か	C
4：K Y M	1	作業開始前全員でK Y Mを実施し記録は掲示してあるか	A
	2	K Y M実施記録と本日作業がマッチしているか	B
	3	当日 現地現物でK Y Mを実施しているか（事前K YはN G）	B
	4	全員の健康確認を行い、K Y M確認を全員がフルネームでサインしているか	C
	5	危険ポイント抽出を文書で記入しているか（チェック選択方式は不可）	C
5：高所作業 （2 m以上）	1	有資格者が従事しているか（高所作業トヨタ特別教育）	A
	2	足場は正しく設置されているか （イ）吊り足場（ゴンドラの吊り足場を除く）張り出し足場、又は高さが5 m以上の足場の組立、解体並びに変更の作業には作業主任者が選任され、5 m未満の場合は作業責任者が指揮をしているか	A
		（ロ）壁つなぎは適正に設けられているか ┌ 単管足場 垂直5 m以下 水平5.5 m以下 └ 桝組足場 垂直9 m以下 水平8 m以下	
		（ハ）建地の脚部には滑動及び沈下防止対策がされているか	
		（ニ）材料に著しい損傷、変形、腐食等はないか	
	3	安全な作業床が設けてあるか （幅40cm以上、隙間3cm以下、手摺は90cm以上で中棧、幅木が取付けてあるか）	A
		作業床が設置できない場合は安全ネット、親綱等が設けられていて 墜落制止用器具を正しく（移動時は2フック）使用しているか	
	4	作業床の無い箇所ではフルハーネス型を使用する者は、特別教育を受講しているか	A
	5	開口部、作業床の端部に丈夫な手摺、蓋等の墜転落防止処置がしてあるか	A
	6	高さ、深さ1.5mを超えた場合は安全に昇降できる設備が設けてあるか	A
	7	「高所作業中」の垂れ幕を通行人から見易い場所に掲示してあるか	C

※指摘ランク A…警告(5点) B…警告(3点) C…注意(1点) D…指導(0点)

項目	NO	内 容	指摘 ランク	
5：高所作業 (2m以上)	8	高所作業範囲内（フロア上）立ち入り禁止措置はされているか	B	
	9	工具/材料等の投げ上げ、投げ下ろしはしていないか	C	
	10	工具/機材等の落下防止対策は確実か	C	
	11	クレーンの走行危険範囲内での正しい対応はされているか		A
		(イ) 作業管理部署及びクレーン使用部署の許可を得て記録はあるか		
		(ロ) 主電源をロックアウトしているか、又は監視人をつけ監視しているか		
	12	梯子は正しく使用されているか		
		(イ) 上部結束か下部の支えを行っているか		A
		(ロ) 上部つき出し部分は60cm以上確保してあるか		B
		(ハ) 滑り止め等、損傷がないか		B
		(ニ) 手に、物を持って昇降していないか		B
	13	脚立は正しく使用されているか ※①～⑩は使用禁止となる脚立使用例 ①天板上の作業 ②上から1段目の踏棧や顔が真上に向く作業 ③および腰や身を乗出での作業 ④力を入れる作業 ⑤不陸・軟弱な場所 ⑥両手に持ったの昇降 ⑦二人乗り作業 ⑧用途外作業（はしご代り） ⑨足場上・開口部横での作業 ⑩端部での作業 ⑪脚立からの乗り移り		A
		(イ) 開き止め金具に損傷はないか、滑り止めはあるか		B
		(ロ) 脚立の2m以上の位置に赤印の表示はあるか		C
	14	うまは正しく使用されているか		
		(イ) 脚立として代用していないか（単独使用禁止）		B
		(ロ) 2m以上のものを使用していないか		B
(ハ) 足場板は3点支持もしくは2枚重ねとし両端は10cm以上 20cm以下はね出し結束してあるか		B		
15	ローリングタワーは正しく使用されているか			
	(イ) 作業者は安全帯を使用しているか		A	
	(ロ) 最上部の手摺は90cm以上で中棧、幅木が取り付けられているか		A	
	(ハ) 上部に人を乗せたまま移動していないか		A	
	(ニ) 昇降設備は取り付けられているか		B	
	(ホ) 車輪のストッパーは確実にロックしてあるか		B	
	(ヘ) 転倒する危険はないか、3段以上の場合アウトリガーを使用しているか		B	
(ト) 積載荷重の表示はあるか。		C		
16	組立足場に昇降設備はあるか（ビデー足場について特に注意する）		B	
17	可搬式高所作業補助器具は選定・使用基準に合致しているか		D	
6：高所作業車 作業	1	有資格者（能力10m以上⇒技能講習／10m未満は⇒特別教育）が操作しているか	A	
	2	作業者は墜落制止用器具を使用しているか	A	
	3	主たる用途以外に使用していないか	A	
	4	オーバーロード（過荷重、定員オーバー）で作業していないか	A	
	5	作業床以外の箇所に搭乗していないか	A	
	6	特定自主検査は実施され標章があるか	A	
	7	アウトリガーを使用しているか	B	
	8	エンジンをかけたまま乗車席を離れていないか	C	
	9	作業場を離れる時はキーを抜いているか	C	
	10	合図者又は誘導者の合図、誘導に従って運転しているか	C	
	11	『高所作業中』の垂れ幕は通行人から見やすい場所に掲示してあるか	C	
	12	高所作業範囲内（フロア上）立ち入り禁止措置はされているか	C	
	13	始業前点検が実施され、記録されているか	C	

※指摘ランク A…警告(5点) B…警告(3点) C…注意(1点) D…指導(0点)

項目	NO	内 容	指摘 ランク				
7-1 : フォーク リフト作業	1	運転者は有資格者が従事しているか (1 t以上:技能講習、1 t未満:特別教育)	A				
	2	転倒の恐れのある荷 (配電盤、ロボット、背高・長尺物等) の固縛はしているか	A				
	3	オーバーロード (過負荷) で作業していないか	A				
	4	フォークの爪の上に直接乗って作業したり、積荷やフォークの下で作業していないか	A				
	5	主たる用途以外に使用していないか	A				
	6	フォークの爪にワイヤー及びナイロンスリング等、じか掛けて物を吊っていないか	A				
	7	特定自主検査は実施され標章があるか	A				
	8	前方視界を妨げる積荷ではバック走行をしているか また、誘導者の合図に従って走行しているか	B				
	9	シートベルトを着用しているか	B				
	10	運転者離席時には、フォークの爪を床に降ろし、サイドブレーキを引き、キーは抜いてあるか	C				
	11	制限速度 (10km以下/h) は良いか又、粗暴な運転をしていないか	C				
	12	建屋内はライトを点灯しているか	C				
	13	始業前点検は実施され、記録はされているか	C				
7-2 : フォークリフト 高所作業	1	高所作業台で作業中は墜落制止用器具を使用し、なおかつ運転者は運転席にいるか	A				
	2	高所作業台は安全なものを使用しているか (手摺の高さ90 cm以上、扉は内開き、制限荷重の明示)	A				
	3	高所作業台に人を乗せて5 m以上の移動をしていないか	A				
	4	高所作業台は固定されているか	A				
8 : バックホー (コンボ) 作業	1	運転者は有資格者が従事しているか 車両建設機械資格及び揚重作業時には移動式クレーン運転 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> ①車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削) </td> <td style="padding: 5px;"> 3 t 以上 : 技能講習 3 t 未満 : 特別教育 </td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> ②移動式クレーン (揚重作業) </td> <td style="padding: 5px;"> 吊り上げ荷重 5 t 以上 : 免許 吊り上げ荷重 1 t 以上 : 技能講習 吊り上げ荷重 1 t 未満 : 特別教育 </td> </tr> </table>	①車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	3 t 以上 : 技能講習 3 t 未満 : 特別教育	②移動式クレーン (揚重作業)	吊り上げ荷重 5 t 以上 : 免許 吊り上げ荷重 1 t 以上 : 技能講習 吊り上げ荷重 1 t 未満 : 特別教育	A
	①車両系建設機械 (整地、運搬、積込、掘削)	3 t 以上 : 技能講習 3 t 未満 : 特別教育					
	②移動式クレーン (揚重作業)	吊り上げ荷重 5 t 以上 : 免許 吊り上げ荷重 1 t 以上 : 技能講習 吊り上げ荷重 1 t 未満 : 特別教育					
2	揚重作業時にはクレーン機能付きを使用しているか	A					
3	稼働中、旋回範囲の立入り禁止措置はされているか (誘導者を配置し、その者に当該機を誘導させるときはこの限りではない)	A					
9 : クレーン作業 玉掛け作業	1	クレーン運転、玉掛け作業は有資格者が従事しているか	A				
		①クレーン運転					
		(イ) 吊り上げ荷重 5 t 以上の機上、又は無線運転 : 免許					
		(ロ) 吊り上げ荷重 5 t 以上の床上運転 : 技能講習					
	(ハ) 吊り上げ荷重 5 t 未満の床上運転 : 特別教育						
2	①玉掛け作業	A					
(イ) 吊り上げ荷重 1 t 以上 : 技能講習							
	(ロ) 吊り上げ荷重 1 t 未満 : 特別教育						

※指摘ランク A…警告(5点) B…警告(3点) C…注意(1点) D…指導(0点)

項目	NO	内 容	指摘 ランク	
9：クレーン作業 玉掛け作業	3	クレーン等のワイヤーロープの損傷はないか	A	
	4	クレーン等の過巻防止装置は正常か	A	
	5	クレーンフックの外れ止めは正常か（チェーンブロック、レバブロック含む）	A	
	6	クレーンのフック等は変形、損傷はないか、また正常に作動するか	A	
	7	玉掛けワイヤーロープはキンク、摩耗、腐食、素線切れ等の損傷はないか	A	
	8	玉掛けワイヤーロープ、吊具は適正に使用しているか		
		（イ）吊り荷の荷重に合ったワイヤーを使用しているか		A
		（ロ）正規の玉掛けワイヤーを使用しているか		A
		（ハ）鋭利な角には当てものを使用しているか		A
	9	吊り荷の下、旋回範囲は立入禁止の処置してあるか	A	
	10	移動式クレーンはアウトリガーを使用しているか	A	
	11	トヨタ自動車九州のクレーンを使用する場合、設備使用許可依頼書はあるか	A	
	12	移動式クレーンは定期自主検査が実施され標章があるか	A	
	13	合図者を定め確実な合図を行っているか	B	
14	始業前点検が実施され、記録はされているか	C		
10：ウインチ作業	1	ウインチ作業は有資格者が従事しているか（特別教育）	A	
11：設備内点検 ・修理事業	1	動力源を落し、設備内立入者全員が『ロックアウト』を実施しているか （グループロックアウトは使用禁止）	A	
	2	ロックアウトの出来ない制御盤等には『スイッチ入れるな』の札掛けはしてあるか	A	
	3	施錠後は各自で錠前のキーを持っているか	A	
	4	エア制御の設備は元バルブを止め残圧を抜いて作業しているか	A	
	5	上、下に動く機械内で作業している時は落下防止措置はしてあるか	A	
	6	対象設備から離れる場合は開錠しているか、もしくは表示しているか	B	
12：電気工事 作業	1	配線、撤去工事は有資格者が従事しているか （600V超：高圧電気、600V以下：低圧電気等）	A	
	2	停電を検電器等で確認のうえ作業しているか	A	
	3	電気取扱作業者は全員が検電器を携帯しているか	A	
	4	主制御盤・操作盤等のスイッチを切り、ロックアウトしているか 設備的にできない場合は『スイッチ入れるな』の札掛をしているか	A	
	5	活線近接作業には絶縁用保護具、防護具を確実に使用しているか	A	
	6	作業に応じた作業指揮者、監視人はいるか	C	
13：電動工具・ 電気機器 ※対象工具 〔P7点検対象表〕	1	感電防止教育以上の電気に関する資格等の所持者が従事しているか	A	
	2	コードリール等の漏電遮断器は確実に作動するか	A	
	3	電動工具はコードリール等の漏電遮断器を経由して使用しているか	A	
	4	差込プラグは、3Pになっているか（二重絶縁構造・家庭用機器等は除く） 2P延長コードや2Pテーブルタップは持込み禁止	A	
	5	6ヶ月以内毎に絶縁抵抗測定（1.0MΩ以上）及び外観点検し協力会指定の 点検済シールが貼ってあるか	A	
	6	工事用分電盤の状態は良いか		
		（イ）アースは確実に取り付けられているか		A
		（ロ）ひっかけ配線、タコ足配線をしていないか		B
	（ハ）分電盤に接続された電線には会社名が表示してあるか		C	

※指摘ランク A…警告(5点) B…警告(3点) C…注意(1点) D…指導(0点)

項目	NO	内 容	指摘 ランク
13：電動工具・ 電気機器 ※対象工具 〔P7点検対象表〕	7	コードやケーブル被覆の損傷箇所は、正しくテーピングされているか	B
	8	湿潤している場所では防水用の器具(コネクタ等)が使用されているか	B
	9	ハンドランプ、投光器等のガードはついているか	B
	10	コードリール等の差込プラグ部に社名表示はあるか	C
	11	電動工具はスイッチを切った後、プラグを抜いているか	C
	12	通路床面横断の配線は保護されているか	C
	13	制御盤内のコンセントから、電動工具等の電源を取っていないか (P C 除く)	C
	14	コードリールは、本体に表示されている注意事項を確認して使用しているか	C
14：火気 使用作業 〔※下記項目も対象 15：アーク溶接 17：ガス溶接〕	1	火気を使う作業場に消火器 (ABC10型 2本以上) と消火用バケツ (2ヶ以上) あるか	A
	2	火気使用許可(危険物施設内許可を含む)を取ってあるか	A
	3	近くの可燃物は除去又は防火シートで養生しているか	A
	4	火気作業時は、火気監視人 (腕章又はベスト着用) を置いているか	B
	5	火気使用后、指定時間工事場所を監視しているか	B
	6	「火気使用中」の垂れ幕は通行人から見やすい位置に掲示してあるか	C
	7	グラインダー等による火花を発生する作業では、防火対策 (火花の飛散防止) を講じているか	C
	8	消火器は6ヶ月毎に点検を実施し (有効に機能すること) 、点検済シールを貼っているか	C
15：アーク 溶接作業	1	取扱作業者は有資格者が従事しているか (特別教育)	A
	2	自動電撃防止器は確実に作動するか	A
	3	ホルダーの破損はないか	A
	4	ケーブル取り付け部の露出、被覆破れはないか	A
	5	溶接機本体は確実にアースされているか	A
	6	ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか	A
	7	遮光面、皮手袋、防塵マスク (D S 2以上) 等の保護具は確実に着用しているか	B
	8	アース側溶接ケーブルは被溶接物に確実に取り付けられているか	B
	9	始業前点検は実施され、記録はされているか	C
16：エンジン ウエルダー 発電機	1	3 K V A, 3 K Wを超える場合は、アースが確実に設置されているか	A
	2	発電機の給油時はE/Gを停止しているか	A
	3	始業前点検は実施され、記録はされているか	C
17：ガス溶接・ 溶断作業	1	取扱作業者は有資格者が従事しているか (技能講習)	A
	2	アセチレンボンベに逆火防止器はついているか	A
	3	遮光メガネ、皮手袋、防塵マスク等の保護具は確実に着用しているか	B
	4	調整器、圧力ゲージ、ホース類の、損傷摩耗及び接続不良はないか	B
	5	各接続部、ホース部よりガス漏れはないか。石鹼水等は用意してあるか	B
	6	使用時以外はアセチレン、酸素ボンベの元栓は確実に閉められているか	B
	7	ボンベは台車等に確実に固定されているか、アセチレンボンベは横置き禁止	C
	8	ボンベは管理表示 (充 : 空 : 使用会社名 : 持込日) されているか	C
	9	始業前点検は実施され、記録はされているか	C

※指摘ランク A…警告(5点) B…警告(3点) C…注意(1点) D…指導(0点)

項目	NO	内容	指摘 ランク
18：有機溶剤 作業	1	作業主任者は有資格者が選任されているか（技能講習）	A
	2	作業者は有資格者が従事しているか（特別教育）	A
	3	建屋内作業の場合は有機溶剤用防毒マスク（検定品）又は送気マスク等を着用 しているか	A
		4	タンク内等の作業では十分な換気を行い、監視人を配置しているか
	5	保管中の塗料缶は開放になっていないか（容器に蓋はされているか）	C
19：酸素欠乏・ 硫化水素中毒 危険作業	1	作業主任者は有資格者が選任されているか（技能講習）	A
	2	作業者は有資格者が従事しているか（特別教育）	A
	3	監視人は配置されているか	A
	4	酸素及び硫化水素濃度を測定し結果を記録してあるか	A
	5	酸素濃度18%未満・硫化水素濃度10PPM以上の時は送気マスク等を使用しているか	A
	6	送風機や排風機等を使用して換気は十分に行われているか	B
	7	緊急時の救助用具は備えてあるか	B
20：騒音・ 粉塵作業	1	と石取り換え作業は有資格者が行っているか（特別教育）	A
	2	特定粉塵作業では有資格者が行っているか（特別教育）	A
	3	85dB以上の騒音が発生する作業では耳栓を着用しているか	B
	4	はつり作業等粉塵が発生する作業では、防塵マスク及び防塵メガネを着用しているか	B
21：作業服装	1	危険箇所（開口部等）の表示および安全柵等の対策は確実か	A
	2	当該作業の危険防止に適したヘルメットで作業しているか	B
	3	作業内容に適した保護具を着用しているか	B
	4	消火設備 救急設備の周囲のスペースは確保されているか	B
	5	作業場の整理整頓・材料等の転倒防止処置はされているか	B
	6	作業に適した服装であるか	C
	7	ヘルメットのあご紐をしっかり締めているか	C
	8	ヘルメットに会社名が表示してあるか（非会員会社は元請・元方会社も表示）	C
	9	喫煙場所を定め吸いガラ入れ・消火水の準備はしてあるか	C
22：その他	1	喫煙指定場所以外で喫煙はしていないか	A
	2	重量物取り扱い時は適正な台車等を使用しているか	B
	3	屋内駐車をしていないか	C
	4	屋外の駐車禁止場所に駐車していないか	C
	5	構内乗り入れ車には会員会社名が表示されているか（レンタカーも含む）	C
	6	パソコン・外部記憶媒体を生産設備・システムに接続する時は持込機器検査システムの 検査が行われているか（検査結果は印刷し工事管理板ポケットに収納する）	C
	7	工事車両等がシャッター通過時はシャッターを手動で操作し誘導員を付けているか	D
	8	構内乗り入れ車両の液もれ点検を実施しているか（油・L L C等）	D
	9	駐車車両には輪止めがしてあるか（貨物トラック・フォークリフト・トラック式高所作業車）	D

電動工具・電気使用機器 点検対象表

(3P)

項目区分	No.	作業の種類	工 器 具 名 称	絶縁抵抗測定 (※1)	機能 外観 確認 (※2)	シール 貼 付
電 動 工 具	1	切 削	電気カンナ	○	○	○
	2	切 断	電気丸鋸・カッター・切断機	○	○	○
			バンドソー・チェーンソー			
			ジグソー・レシプロソー・ニプラ			
			シェーバーソー・シャー			
			プラズマ切断機			
	3	溝切り	電気溝切・電気丸鋸・ルーター・トリマー	○	○	○
	4	面取り 彫 刻	ルーター・トリマー・電気カンナ	○	○	○
			電動面取りカッター			
	5	穴明け	電気ドリル・ダイアコアドリル	○	○	○
			マグネットボール盤・タッパー			
			ハンマードリル（電動ハンマー）			
			パンチャー			
	6	締め付け	スクリュードライバー	○	○	○
			インパクトレンチ・シャーレンチ			
7	破 碎 ハツリ	電動ハンマー・電動ケレン	○	○	○	
		電動タガネ・電気チッパー				
8	研削・研磨 つや出し	電動グラインダー・電気サンダー	○	○	○	
		電動バフ				
9	釘・鋌打ち	電気タッカー・電動鋌打機	○	○	○	
10	リベット打	電気リベッター	○	○	○	
11	折曲げ	電動ベンダー	○	○	○	
12	ネジ切り	パイプネジ切機・ボルトネジ切機	○	○	○	
13	混 練	攪拌機・混練機	○	○	○	
14	コンクリート ならし・打込	電動コテ・電動バイブレーター	○	○	○	
15	上記の工具類のうち二重絶縁構造のもの			/	○	○
電 気 使 用 機 器	16	仮設配線	電工ドラム（漏電遮断器の機能点検含む）	○	○	○
	17	溶 接	アーク溶接機（自動電撃防止装置の機能点検含む）	○	○	○
	18	圧縮機械	電動エアコンプレッサー・電動油圧発生機	○	○	○
	19	水の揚排水	電動水中ポンプ	○	○	○
	20	その他 1	エンジンウェルダール・エンジン発電機	○	○	○
			掃除機（湿式）・ポリシャーなど			
21	その他 2	①扇風機・掃除機（乾式）等の一般家庭用電気機器類	/	○	/	
		②投光器・ホットマーカー・半田ゴテ・充電式工具用充電器				
		遠赤ヒーターなど一般に電気を使用する機器類				

注1：電動工具は、必ず電工ドラム(漏電遮断器付) 又は 携帯用漏電遮断器を経由して下さい

注2：充電式工具（充電式ドリル・充電式ドライバー等）は当該管理対象外です

注3：絶縁抵抗値は**1MΩ以上**（絶縁抵抗計の電圧は500V使用）です。プラグは3P使用です

注4：機能確認はコード・プラグ・異音等を確認して下さい

注5：○印の項目は義務づけとし、**6カ月毎**に実施して下さい

注6：列記した機器以外についても上記に準じて点検の要否を判断して対応して下さい

指摘ランクによる 提出書類及び対策内容

トヨタ自動車九州安全衛生協力会
指 導 分 科 会

T M K 構内作業ルール違反

改善通知書

貴社の作業において下記内容の不具合が有りましたので速やかに改善いただき、本「改善通知書」の最高責任者コメント及び別紙の「再発防止対策書」の提出をお願いいたします。

尚、改善通知書到着後、15日以内にT M K 安全衛生協力会事務局宛にメール又はF A Xにて返送ください

メール yasuhide_ookubo@toyotakyushu-kyouryokukai.com
FAX 0949-33-3658

- 記 -

◇ 指摘月日 : 年 月 日 時 分頃

◇ 場 所 :	工場	プラント	工事名 :	
元請(元方)会社名 :	殿		工事責任者名 :	殿
施 工 会 社 名 :	殿		作業責任者名 :	殿

【不具合内容】

※指摘ランク… 警告【A】: 5点 警告【B】: 3点 注意【C】: 1点

点検チェックリスト			不具合内容	※指摘ランク			点数
項目 No.	作業分類	安パト 警告No.		A	B	C	
今回の点数							
本年度累計点数							

〔点検者コメント欄〕

〔参考〕

※ 警告【A】・指摘【B】、注意【C】の累計が20点以上になると、安全衛生最高責任者、工事責任者協力会社の作業責任者の方々は、指導分科会で実施する再発防止勉強会へ出席していただきます。

(安全衛生最高責任者コメント)	(会社名)

	(安全衛生最高責任者)
 印

* 工事に入る前に今一度、安全衛生協力会発行の「点検チェックリスト」を確認してください。

(帳票のルート) 協力会 : 指導分科会 → 元請 (元方、施工会社・・・社内指導) → 協力会事務局 : 指導分科会

事務局 TEL 0949-33-3656

会社名 _____
安全衛生 _____
最高責任者 _____ 印
役 職 _____
T E L _____
F A X _____

TMK 構内作業ルール違反 再発防止対策書

1. 工事の概要

◇ 指摘を受けた日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
◇ 場 所 : _____ 工場 _____ プラント
◇ 工事件名 : _____
◇ 施工会社 : _____
◇ 工事責任者 : _____
◇ 作業責任者 : _____
(作業責任者証番号 _____)

2. 指摘内容

- ① _____
- ② _____
- ③ _____

3. 問題点

4. 実施した再発防止対策

- ① いつ _____ :
- ② どこで _____ :
- ③ 誰が(会社名、役職、氏名) _____ :
- ④ 誰に対して(会社名、役職、氏名) _____ :
- ⑤ 実施した防止対策 _____

5. 安全衛生最高責任者見解

以 上

T M K 構内作業ルール違反
改善通知書

貴社の作業において下記内容の不具合がありましたので速やかに改善いただき、本「改善通知書」の最高責任者コメント及び別紙の「再発防止対策書」の提出をお願いいたします。
尚、改善通知書到着後、15日以内にT M K 安全衛生協会事務局宛にメール又はF A Xにて返送ください

メール yasuhide_ookubo@toyotakyushu-kyouryokukai.com
FAX 0949-33-3658

- 記 -

- ①.指 摘 月 日 : 年 月 日 工場 プラント 工事名 :
②.工事責任者名 : 殿 ③.施工会社名 : 殿 ④.作業責任者名 : 殿
⑤.不具合内容 ※ 警告(A) : 5点 警告(B) : 3点 注意 (C) : 1点

点検チェックリスト			不具合内容	※指摘ランク			点数
項目 No.	作業分類	安ハト 警告No.		A	B	C	
今回の点数							
本年度累計点数							

- ①.指 摘 月 日 : 年 月 日 工場 プラント 工事名 :
②.工事責任者名 : 殿 ③.施工会社名 : 殿 ④.作業責任者名 : 殿
⑤.不具合内容 ※ 警告(A) : 5点 警告(B) : 3点 注意 (C) : 1点

点検チェックリスト			不具合内容	※指摘ランク			点数
項目 No.	作業分類	安ハト 警告No.		A	B	C	
今回の点数							
本年度累計点数							

- ①.指 摘 月 日 : 年 月 日 工場 プラント 工事名 :
②.工事責任者名 : 殿 ③.施工会社名 : 殿 ④.作業責任者名 : 殿
⑤.不具合内容 ※ 警告(A) : 5点 警告(B) : 3点 注意 (C) : 1点

点検チェックリスト			不具合内容	※指摘ランク			点数
項目 No.	作業分類	安ハト 警告No.		A	B	C	
今回の点数							
本年度累計点数							

<点検者コメント欄>

[参考]

※ 警告【A】・【B】、注意【C】の累計が20点以上になると、安全衛生最高責任者、工事責任者
作業責任者の方は、指導分科会で実施する再発防止勉強会へ出席していただきます。

(安全衛生最高責任者コメント)	(会社名)
	(安全衛生最高責任者名)
	印

* 工事に入る前に今一度、安全衛生協会発行の「点検チェックリスト」を確認してください。

(帳票のルート) 協力会 : 指導分科会 → 元請 (元方、施工会社) …社内指導 → 協会事務局 : 指導分科会

事務局TEL 0949-33-3656

会社名	
安全衛生 最高責任者	印
役 職	
T E L	
F A X	

T M K 構内作業ルール違反 再発防止対策書

1. 工事の概要

①.指摘日：	年 月 日	工場	フロント	工事	工事責任者：	作業責任者：
					施行会社：	
②.指摘日：	年 月 日	工場	フロント	工事	工事責任者：	作業責任者：
					施行会社：	
③.指摘日：	年 月 日	工場	フロント	工事	工事責任者：	作業責任者：
					施行会社：	
④.指摘日：	年 月 日	工場	フロント	工事	工事責任者：	作業責任者：
					施行会社：	
⑤.指摘日：	年 月 日	工場	フロント	工事	工事責任者：	作業責任者：
					施行会社：	

2. 指摘内容

①.	④.
②.	⑤.
③.	⑥.

3. 問題点

4. 実施した再発防止対策

①.いつ	:
②.どこで	:
③.誰が(会社名、役職、氏名)	:
④.誰に対して(会社名、役職、氏名)	:
⑤.再発防止対策内容	
(
)	

5. 安全衛生最高責任者見解

安全衛生最高責任者 殿

年 月 日
トヨタ自動車九州
安全衛生協力会
指導分科会会長

再発防止勉強会への出席通知書

表題の件、御社はトヨタ自動車九州(株)構内作業において、指導分科会が行う安全パトロール時
安全措置義務に違反したとして、指摘（警告A：5点、B：3点、注意C：1点）されました違反点数が
累計20点に達しました

つきましては、御社の再発防止に向けた管理体制の強化を図り、関係者への通達と指導を徹底
すると共に、再発防止対策書を作成し、本紙1部、コピーを4部持参の上、下記日程の再発防止
勉強会に出席して下さい。（書式は指定しないが社印押捺、安全衛生最高責任者の見解を記入すること）

— 記 —

1. 勉強会開催日 : 年 月 日 () : ~ :
2. 開催場所 : トヨタ自動車九州安全衛生協力会事務所内
(住所: 宮若市上有木1番地 トヨタ自動車九州(株)ウイング21 2F)
3. 指摘事項 : 添付改善通知書(コピー)を参照ください
4. 出席者
 - ◇ 被対象会社 : 安全衛生最高責任者、専任安全衛生指導員、工事責任者、作業責任者等々
 - ◇ 協力会 : 指導分科会会長、指導分科会委員、事務局
 - ◇ T M K : 安全健康推進部、調達室、作業管理部署
5. その他
 - ◇ 対策書の中で実施(勉強会、教育等他)された記録等を持参して出席して下さい

※ 開催日に不都合が生じた場合は、原則7日前までに下記へご連絡下さい

安全衛生協力会事務局 TEL 0949-33-3656

以上

勉強会次第

(安全パトロールでの指摘が累計20点以上の対象会社)

1. 開会 … (司会) 指導分科会リーダー
2. 指導分科会会長および事務局挨拶
3. 勉強会 (下記順序で)
 - ① 事実の確認
 - ▽ 被対象会社へ、作業及び警告・指摘内容の事実の確認 … (指導分科会)
 - ② 実施内容の確認
 - ▽ 再発防止対策について実施内容と結果について説明 … (被対象会社)
 - ③ 質疑応答
 - ▽ 実施内容についての確認など質疑応答 … (指導分科会⇔被対象会社)
 - ④ 勉強会
 - ▽ トヨタ九州構内作業におけるルールの再確認 … (指導分科会)
 - ・各社における各責任者の役割について e t c
 - ▽ 資料 : 仕入先トヨタ九州構内作業要領、感電防止・高所作業のテキスト等
4. 閉会 … (指導分科会)

以 上

T M K 構内作業ルール違反

指摘通知書

貴社の工事において下記内容の不具合が有りましたのでご連絡いたします。
再発防止に向けた対応をお願い致します。

- 記 -

◇ 指摘月日 : 年 月 日 時 分頃

◇ 場 所 :	工場	プラント	工事名 :
元請(元方)会社名 :	殿		工事責任者名 :
施 工 会 社 名 :	殿		作業責任者名 :

【不具合内容】

※指摘ランク … 警告【A】: 5点 警告【B】: 3点 注意【C】: 1点

点検チェックリスト			不具合内容	※指摘ランク			点数
項目 No.	作業分類	安バト 警告No.		A	B	C	
今回の点数							
本年度累計点数							

〔点検者コメント欄〕

〔参考〕

- ◇ 指摘点数の累計が3点以上になると改善通知書の提出となります。
- ◇ 指摘件数の累計が5点以上になると改善通知書の他に再発防止対策書の提出となります。
- ◇ 指摘件数の累計が20点以上になると上記の書類の他にT M K 安全衛生協力会との勉強会実施となります。

※ 尚、勉強会への出席者は、被対象会社の安全衛生最高責任者、専任安全衛生指導員、工事責任者、作業責任者、工事会社等々となります。

※ 工事に入る前に今一度、安全衛生協力会発行の「点検チェックリスト」を確認してください。

仕入先関係安全衛生【点検チェックリスト】

2000年 10月	初版
2007年 4月	第2版
2011年 4月	第3版
2014年 4月	第4版
2017年 4月	第5版
2020年 4月	第6版
2021年 4月	第7版

【第7版改定内容】

項目16:エンジンウエルダー発電機 NO1 3KVA、3KW以上の→ 3KVA、3KWを超えるへ変更
項目22:パソコン・外部記憶媒体を生産設備・システムに接続する時は持込機器検査システムの検査を行う
(検査結果を印刷し工事管理板ポケットに収納する)を追加

【第7版 編集】

トヨタ自動車九州安全衛生協力会
・運営委員会
・指導分科会
・事務局

【監 修】 トヨタ自動車九州株式会社 安全健康推進部

【発 行】 トヨタ自動車九州安全衛生協力会

【本テキストの見直し等に関する編集委員会は
トヨタ自動車九州安全衛生協力会に設ける】

【印 刷】 ニシムラ印刷 福岡県宗像市田熊6丁目

【不 許 複 製】